

# イノシシ等の市街地出没対応マニュアル

平成31年3月

石川 県

# 目 次

1	対応方針	1
2	具体的な対応	1
	(1) 初動対応	2
	(2) 追い払いの実施	2
	(3) 捕獲の実施（麻酔銃等を使用した捕獲を含む）	4
3	関係機関の役割	5
	(1) 県の役割	5
	(2) 市町の役割	5
	(3) 警察の役割	6
	(4) 地域住民等の役割	6
	○市街地出沒発生時の関係機関の役割分担表	7
	○イノシシ等の市街地出沒時の対応フローについて	8
＜参考資料1＞		
	(1) イノシシの出沒パターンに応じた出沒抑制対策等	9
	(2) ニホンザルの出沒パターンに応じた出沒抑制対策	11
＜参考資料2＞		
	周辺住民への注意喚起の文例	13

イノシシ及びニホンジカ、ニホンザル（以下「イノシシ等」という。）が市街地に出没した場合については、関係機関が連携し追い払い又は緊急捕獲が必要なことから、基本的な対応方針等について取りまとめた。

## 1 対応方針

イノシシ等が市街地に出没した場合、住民の安全の確保と人身被害の防止を最優先に、いたずらにイノシシ等を興奮させず、最も安全で適切な方法で①追い払い又は②緊急捕獲を行うことにより、事態の収束を図る。

- ① 無理な捕獲は行わず、山林や近くの河川敷等、住民との接触や被害が発生しないところへイノシシ等を追い払う。
- ② ケガをして動かない等、追い払いが困難な場合や人命若しくは財産に危難が予想される場合は、緊急捕獲を行う。

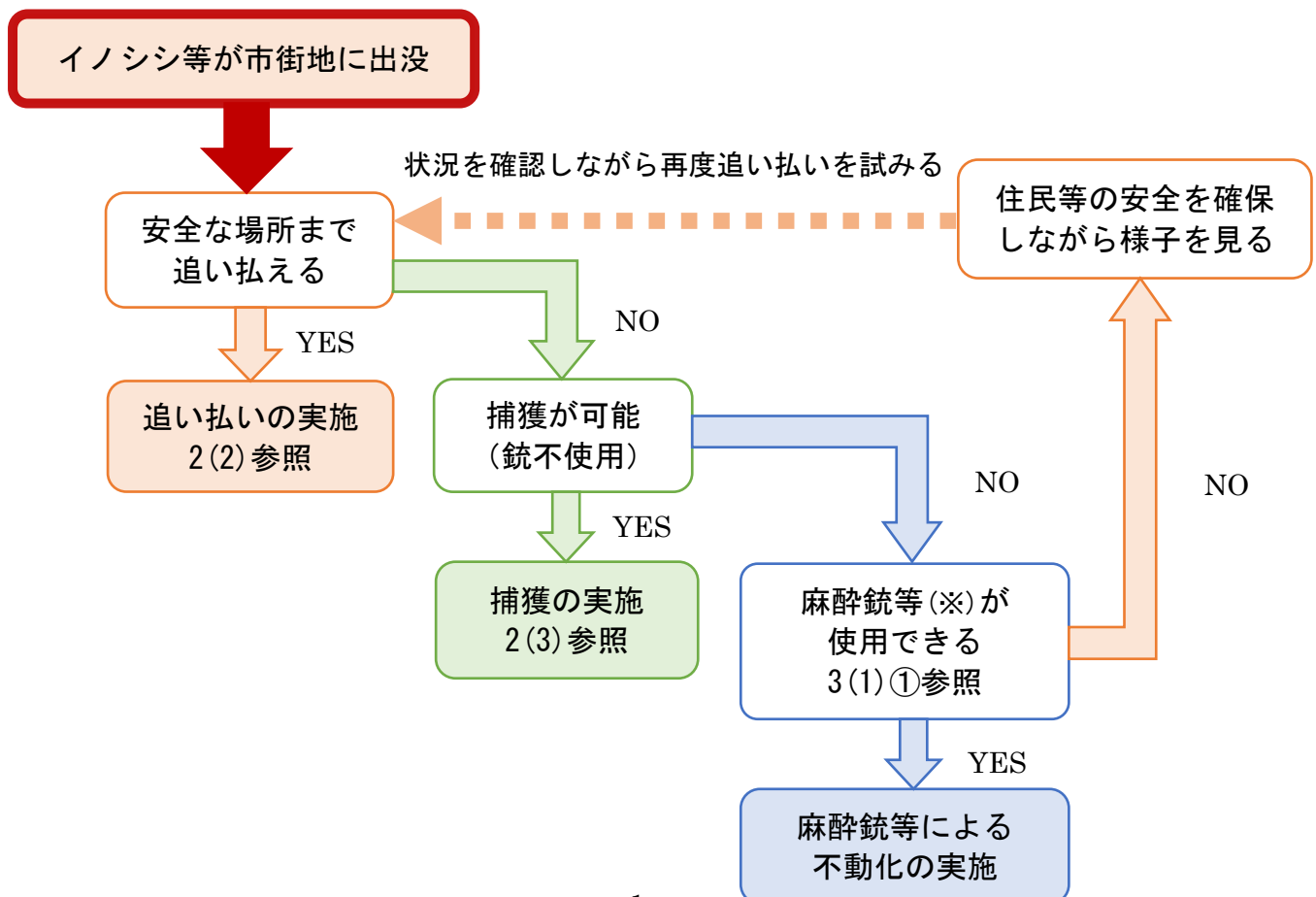


⇒ 追い払いを優先する理由（イノシシの場合）

イノシシによる事故の多くは、無理に捕獲を試みたり、近づいて棒でたたくなどイノシシを極度に興奮させた状況で発生している。一度、興奮したイノシシは、執拗に人や犬に襲いかかってくる性質があるため、生命に危険が及ぶ事態になる場合がある。

## 2 具体的な対応

イノシシ等の市街地出没の状況に応じた、最も安全で適切な対応を検討する。



## (1) 初動対応

① 現場の安全確保 → イノシシ等を興奮させないよう、住民の行動を規制

② イノシシ等の状態観察 → イノシシ等のケガや興奮の程度を観察

⇒ 警戒、興奮している場合（以下のとおり）は、無理に近づかず、落ち着くのを待つ。

### 【イノシシ】

- 背中の毛を逆立てる
- 鼻や蹄で土をかき起こす
- 牙（きば）を「カチカチ」鳴らす
- 「ブホブホ」うなり声をあげる
- 足を踏み鳴らす
- 頭を上下させ威嚇 など

### 【ニホンジカ】

- 頭を上下させ威嚇
- 大きく目を見開き、口で激しく呼吸
- 鼻面を上突き上げる
- 警戒音（ピャッ）
- 威嚇音（ゲ・ゲ・ゲ・ゲ・ゲ、グ・グ・グ・グ・グ など）

### 【ニホンザル】

- 四肢での堅固な身構え
- 鋭い眼つきでの注視
- 開口、咬みつき行動
- 反射的跳躍
- 連続的で強い警戒・威嚇発声（ガルル、ゴボゴボ、ギャルル）など

③ 周囲の安全確保 → 関係機関が連携し地域住民の安全確保と注意喚起

④ 事故発生リスクの高い方向への移動阻止 → 学校、病院等の施設や交通量の多い道路等

⇒ （事故）リスクの高い方向への移動を阻止するとともに、イノシシを望ましい方向に誘導する。その場合、盾や遮蔽シートを（体の前に）隙間なく保持し、盾や遮蔽シートの背後が全く見えない状態にすることで、イノシシの突破を防ぐことができる。

※夜間に出没した場合は、追い払いや捕獲が実質困難なことから、警察と協力し周辺のパトロールや地域への注意喚起など、状況に応じた対応を行う。

## (2) 追い払いの実施

① 周辺の地形や環境の把握 → 道路や河川、水路、地形等の把握

② 追い払い方向の検討 → 住民の安全確保と人身事故の防止

③ 追い払い開始 → 決めた方向への誘導

⇒ 追い払いルート上の人払いを行い、それ以外の方向への移動を遮断するよう盾や遮断シートを使用。

無理に追い立てず、イノシシ等が自発的に移動するのを待つ。

④ 追跡開始 → 安全の確保を図りながら、ゆっくりと追跡

⑤ 追跡終了 → 森林や河川敷、藪や草むらなどへ追い込んだら追跡終了

⇒ 追い払いの結果、倉庫等の屋内の狭い場所に閉じ込めることができた場合で、網等での捕獲が困難な場合は、麻酔銃や吹き矢（以下「麻酔銃等」という。）等で不動化することも可能なことから、麻酔銃等による不動化も検討する。

⑥ 注意喚起 → 地域住民への注意喚起（目撃情報の周知と目撃した際の対応等）

⑦ 市街地への侵入ルート検証 → 捕獲や藪の刈り払いなど侵入防止対策の検討

## 【イノシシ・ニホンジカの場合】



出没した場所が市街地の場合は、追い払いを行わなければならない状況が多い。

### ～追い払いの方向の検討～

- 常に追い払う方向（森林、河川等）を明らかにし、イノシシやニホンジカの逃げ場を確保した上、組織的に追い払いを行うことが重要である。

⇒ 出没場所の周辺に海や川、ため池がある場合、イノシシが水の中に飛び込んで逃げようとする傾向がある。近くに「山」がない場合に、第1段階として人身被害が発生する可能性の低い水辺に追い込んでから、追い払いの方向を検討することも有効である。

- 学校や幼稚園、高齢者施設等（以下「学校等」という。）の位置を十分認識し、適切な方向に追い払う。

### ～安全の確保～

- 追い払いは十分に距離を確保して行い、無理な捕獲はしないなど、安全確保に十分留意し、必要に応じ熟練度の高い猟友会員等の指導の下、実施することが望ましい。

- イノシシは、見通しが良い方向に逸走する可能性が高いことから、追い払いたい方向のみ見通しが利くようにすることが重要である。

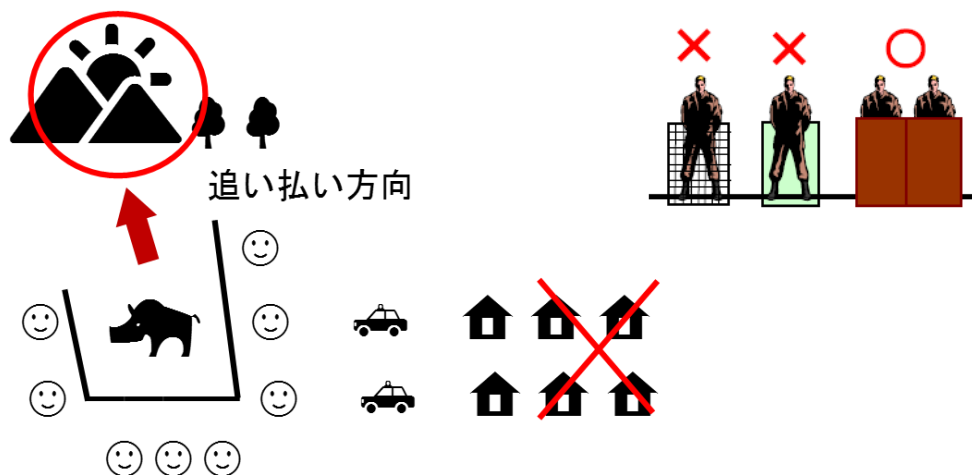
例えば、学校等の施設がある方向に移動させないようにするには、大きなコンパネ等を盾(※)にして複数の人数で密集して、当該方向への見通しがきかないようにして進路を遮断した上で実施する。網等で進路を遮断しようとする、逆にこれに向かって突進してくるので非常に危険である。

※ コンパネ等の防護盾は、不透明な素材であること。

網やアクリル板等の透明な素材の場合、突破できるものとイノシシが判断し、網等に突進してくる危険がある。

また、盾と盾、盾と地面との間に隙間がある場合も突破しようとして突進してくる危険性がある。

### <追い払いのイメージ>



## 【ニホンザルの場合】

～習性に応じた対応～

- 住居集合地域等で徘徊するニホンザルを「箱わな」で捕獲しようとしても、容易には入らず、対応が長期化することが予想される。

ただし、人慣れした個体やエサ等の誘引物がない限り、ハナレザルは定着することは稀なので、市町と住民が協力し、誘引物の除去と追い払いを粘り強く継続することが必要である。

- 常時、「電動ガン」「パチンコ」「ロケット花火」などにより威嚇を行うことによって、安住できる場所ではないことを学習させることが最も重要である。

## 【追い払い時に必要と思われる装備品】

防護盾、ヘルメット、手袋、遮蔽シート（追い払い用）、無線機（+ヘッドセット）、携帯電話、緊急連絡先メモ、応急処置セット

## （3）捕獲の実施（麻醉銃等を使用した捕獲を含む）

- ① 捕獲の検討・準備 → 捕獲機材の準備や住宅地・交通量の多い道路等への対応
- ② 捕獲の実施 → 危険が生じた場合は作業を中止  
麻醉は瞬間的に効くわけではないので注意
- ③ 止めさし・処分 → 電気止めさし器等、安全な方法、場所で止めさし



## 【イノシシ、ニホンジカの場合】

イノシシ、ニホンジカが自由に動けるような状態では、無理に捕獲は行わない。保定具や麻醉銃等を使った捕獲は非常に困難で、事故のリスクも非常に高くなる。イノシシ、ニホンジカの捕獲実施を判断する条件は、以下のとおりとする。

- イノシシ、ニホンジカが負傷その他の理由によって自由に動けない状態にあるか、幼獣（小型の個体）である。
- イノシシ、ニホンジカを安全に保定できる距離まで近づくことができる。
- 捕獲者とイノシシ、ニホンジカの間に、捕獲中の突進を防ぐ障害物がある。
- 緊急捕獲時に必要な保定具等の装備がそろっている。
- 安全に麻醉銃等が使える状況である。（3(1)①麻醉銃等が使用できる条件参照）

## 【ニホンザルの場合】

市街地に長く定着し、人身被害を発生させる個体、いわゆる人慣れしたハナレザルについては、市町において、捕獲従事者の安全を確保の上、積極的に捕獲を行うものとする。市街地周辺で長期間にわたり数頭の群れで、被害を発生させる場合も同様。

### 【緊急捕獲時に必要と思われる装備品】

防護盾、ヘルメット、手袋、遮蔽シート、保定具（鼻くくり、足錠、捕獲網など）、保定ロープ、捕獲網、はしご（脚立など）、殺処分用具、運搬用シート、無線機（＋ヘッドセット）、携帯電話、緊急連絡先メモ、応急処置セット

## 3 関係機関の役割

### （１）県の役割

#### ① 自然環境課

・ イノシシ等が市街地等に出没した場合で、市町から麻醉銃等の出動要請を受けた場合は、麻醉銃等が使用できる条件や到着時間等により、出動が可能であれば、県白山自然保護センターに麻醉銃等の使用者の派遣を依頼する。

⇒ 麻醉銃等が使用できる条件

- 個体の目視確認ができ、建物の狭い場所に閉じ込めている、用水路に閉じ込められている、あるいは側溝に挟まっているなど、自由な動きが制限されている場合に限定
- 上のような状況であっても、麻醉銃の使用（発砲）については、警察官職務執行法第4条に基づく避難等の措置に限る

#### ② 農林総合事務所

・ 市町による有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領第6条第5項に基づく捕獲（以下「緊急捕獲」という。）の場合は、同要領に基づき迅速に対応する。

・ 市町から出没情報が得られた場合には、県自然環境課に連絡するとともに、必要に応じて現地に赴き状況の把握に努める。

・ 市町から、麻醉銃等の出動要請の連絡があった場合は、速やかに県自然環境課へ連絡する。

#### ③ 鳥獣保護管理員

・ 農林総合事務所長の指示がある場合は、必要に応じて追い払い等に協力する。

#### ④ 白山自然保護センター

・ 自然環境課から麻醉銃等の使用者の派遣依頼があった場合は、「石川県白山自然保護センター麻醉銃取扱要領」に基づき市町、警察の指揮監督のもと、技術的な支援を行う。

### （２）市町の役割

#### ① 市町

・ イノシシ等が出没した際には、地域住民の安全確保を図るため、巡回や広報車により周辺住民及び学校等に対し、注意喚起、安全対策の実施を広報するとともに、周辺のパトロールを行うなど現状把握に努め、必要に応じて出没現場等への立ち入り制限を行う。

- ・ 痕跡や侵入経路、誘引物等（以下「痕跡等」という。）を調査し、関係機関と情報共有し、追い払い又は緊急捕獲など、今後の対策を検討する。
- ・ 緊急捕獲を行う場合は、県農林総合事務所及び警察署に速やかに連絡する。
- ・ イノシシ等が市街地に出没した場合に、麻酔銃等が使用できる条件に合うときは、県農林総合事務所に連絡し、麻酔銃等の出動を要請することができる。
- ・ 隣接市町へ移動が懸念される場合は、隣接市町へ連絡する等、情報共有に努める。

#### ② 市町有害鳥獣捕獲隊等

- ・ 市町長からの出動要請があった場合、捕獲隊長はただちに捕獲隊員を招集し、市町長の指示のもと市町が実施するパトロール、追い払い、捕獲等に従事する。
- ・ 専門的な立場から痕跡等を調査し、今後の対策に関する助言、協力を行う。

### （3）警察の役割

---

- ・ 住民からイノシシ等の出没情報を受けた場合、市町に速やかに連絡し当該地域の安全確保に努める。
- ・ 住民の安全確保のため現場において、出没、捕獲現場への不要な立ち入りを制限（危険区域内の通行制限等の交通規制）するとともに、周辺のパトロールや交通整理、安全広報、現場確認のほか、市町が行う追い払いや捕獲に協力する。
- ・ 市街地に出没した場合で、人の生命・身体に対する重大な危険が及ぶ場合には、警察官職務執行法第4条に基づく避難等の措置に備える。

### （4）地域住民等の役割

---

#### ① 地域住民

- ・ 人身事故を未然に防止するため、イノシシ等の出没があった場合にはその状況について、速やかに市町又は警察署へ通報するよう努める。
- ・ 日頃から、住民一人ひとりが主体的に、住居の周辺にイノシシ等の餌となる生ゴミ、農業残し、取り残しの果実等を放置しないよう努める。
- ・ 人家周辺に藪等のイノシシ等が潜みやすい環境がある場合は、刈り払いを行うよう努める。
- ・ また、出没時には市町の指示に従い、不要の外出を避けるなど人身被害が発生しないよう協力する。特に児童生徒の安全確保のために協力する。

#### ② 学校等

- ・ 当該校区で出没のあった場合には、児童・生徒等の通学時の安全確保のため、集団登下校を指導、実施し、被害防止に努める。



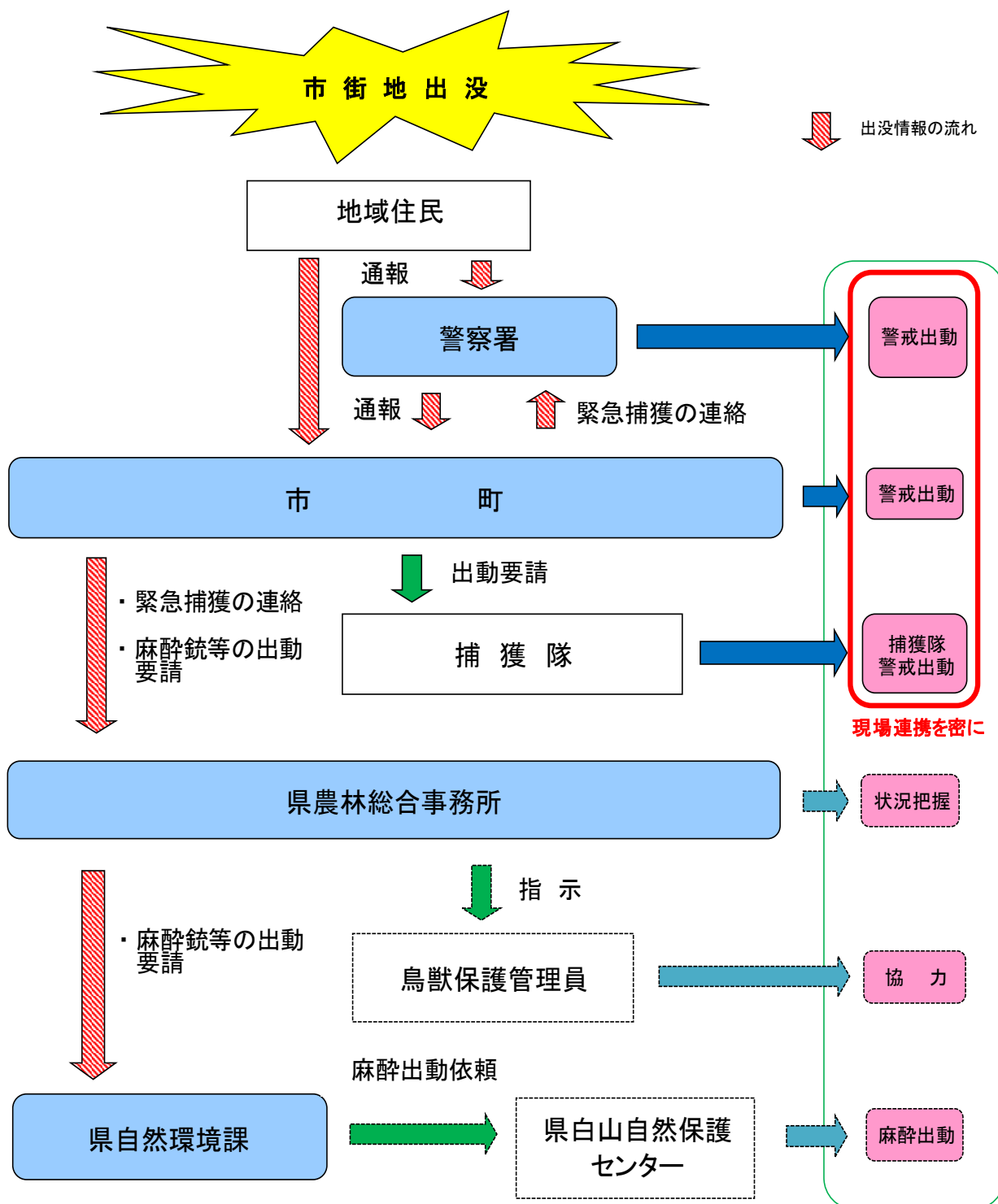
## 市街地出没発生時の関係機関の役割分担表

項目		関係機関		県関係				市町関係		警察	学校	地域住民
				自然環境課	白山自然保護センター	農林総合事務所	鳥獣保護管理員	市町	捕獲隊			
出没抑制 対策	下草刈り・かくれ場所除去					○					●	
	誘引物の除去					○					●	
市街地 出没発生時 の対応	地域住民 の安全 確保	注意喚起										
		地域住民等への周知					●					
		(報道機関への情報提供)					(●)		(○)			
	パトロール				●	○	●	○				
	交通整理・安全指導							●				
	児童・生徒の安全確保					○				●	●	
	追い払い ・捕獲	現場状況の把握			○	(○)	●	●	○			
		追い払い			(○)	(○)	○	●	○			
		緊急捕獲 ※1	○	(○※3)	○	(○)	●	●	○			
		避難等の措置 ※2		(○※3)			○	○	●			

● 主に行う                      ○ 協力・連携して行う

- ※1 市町長は、人命の危難が生じる恐れのある場合、所管の警察署長及び農林総合事務所長に通告、申請の上、許可を受け捕獲を実施することができる。なお、事後、捕獲について、所管の警察署長及び農林総合事務所長に対する報告を行う。
- ※2 警察は、人の生命・身体に対する重大な危険が及ぶ場合には、警察官職務執行法第4条に基づき、その場に居合わせた者を避難させ、関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じることができる。
- ※3 県白山自然保護センターは、自然環境課からの麻酔銃等の出動要請に応じて、市町の捕獲に対して技術的支援を行う。

# イノシシ等の市街地出没時の対応フローについて



## <参考資料 1>

### (1) イノシシの出没パターンに応じた出没抑制対策等

#### 出没パターン1：突発的にイノシシが出没

- 人への警戒心：高い
- 市街地周辺環境への定住性：低い
- 出没頻度：ほとんどない



【出没原因】突然の大雪などで餌が取れなくなり、雪の少ない市街地に出てくる。また、狩猟により人や犬に追われて出てくることもある。

#### <出没抑制対策>

- ・出没が発生した場合には、イノシシの生息情報（周辺自治体の情報、周辺地域の痕跡情報など）を収集する。  
→今後も出没が予想される場合には、出没パターン2に向けた対策が必要となる。

#### <対応方針と対応体制>

**イノシシの行動：**パニックに陥り興奮状態であるため危険

**対応方針：**出没個体を除去することで出没はなくなる。（適切な誘導により森林へ返す、誘導柵を用いた捕獲等）

**対応体制：**事前に周到な組織を整備することは、出没する確率と整備する労力を比較すると効率性は低い。

→イノシシの保護・管理に関係しない行政窓口に出没情報が通報された際にも適切に対応ができるよう、関係機関の連携・連絡体制の整備・基本的な対応の定期的な確認及び情報共有を行うことが望ましい。

#### 出没パターン2：市街地周辺の環境に慣れたイノシシが出没

- 人への警戒心：高い
- 市街地周辺環境への定住性：高い
- 出没頻度：低い

**要注意！**  
分布拡大が進む中で、  
多くの地域で起こる可能性が高い



【出没原因】人には慣れていないが、市街地周辺に生息可能な環境があり、そこを恒常的に利用している個体が偶発的に出没（例：市街地への移動ルートとなる緑地や河川の利用、市街地周辺の未収穫果実・街路樹のどんぐり類等による非意図的な誘引）→偶発的な場合が多い。誘引物を放置したままにすると、出没が頻繁になり人慣れ・市街地への恒常的な出没へつながる。

### <出沒抑制対策>

- ・イノシシの生息情報の収集  
→分布域の拡大や個体数が増加し、痕跡等が増加している場合には要注意！
- ・市街地周辺の森林地帯等での捕獲による個体数のコントロール  
→出沒個体の母集団となる個体数を減らす。
- ・市街地への移動ルートへの遮断  
(藪の刈り払い等の環境整備により、イノシシの好適生息地を除去)
- ・非意図的な誘引物(堅果類、放置果樹、放置竹林等)の除去、管理
- ・箱わなの適切な利用 →不適切な餌まき等により、餌付け個体となる可能性がある。

### <対応方針と対応体制>

**イノシシの行動**：パニックに陥り興奮状態であるため危険

**対応方針**：出沒地周辺に痕跡が多い場合は、今後イノシシの出沒頻度が高まる可能性があるため、出沒抑制対策の徹底や組織的な体制づくりが求められる。

**対応体制**：関係機関(行政機関、警察や消防、市町捕獲隊、専門家等)が連携・協議し、市街地へ出沒した際の連絡体制・対応体制の構築、対応方法の技術普及(定期的な研修等)を行う。

### 出沒パターン3：人慣れした特定のイノシシが出沒

- 人への警戒心：低い
- 市街地周辺環境への定住性：とても高い
- 出沒頻度：高い

【出沒原因】長期間の誘引物の放置とその利用により人慣れが進んだ個体が恒常的に出沒  
(例：生活ゴミの放置などの非意図的な誘引、餌付けなどの意図的な誘引)



### <出沒抑制対策>

- ・徹底した誘引物の管理 →意図的：餌付け者への注意、指導  
→非意図的：ゴミ等の管理、住民への普及啓発
- ・人慣れ個体の除去 →特定個体を捕獲することで出沒がおさまることがある。
- ・市街地周辺での捕獲 →市街地を恒常的に利用している可能性の高い個体の数を減らす。
- ・市街地周辺の森林地帯での捕獲による個体数のコントロール  
→出沒個体の母集団となる個体数を減らす。
- ・市街地への移動ルートへの遮断  
(藪の刈り払い等の環境整備により、イノシシの好適生息地を除去)

### <対応方針と対応体制>

**イノシシの行動**：長期間にわたり餌付けされた個体は警戒心が低く、人慣れしているため、襲いかかる等の危険性がある。

**対応方針**：少数の特定個体が餌付け等により出沒している場合は、出沒個体を除去する。  
多数の餌付けされた個体が出沒し、今後も継続することが予想される場合は、出沒パターン2と同様の対応方針となる。

**対応体制**：出沒パターン2に加え、日常的なパトロールや常時対応できる体制を整備する必要がある。

## (2) ニホンザルの出没パターンに応じた出没抑制対策等

### 出没パターン1：単独または数頭が出没

- 出没個体の特徴：オス成獣の単独個体または若オス数頭のグループ（ハナレザル）
- 人への警戒心：高い
- 市街地周辺環境への定住性：低い
- 出没頻度：低い

### 出没パターン2：単独または数頭が定着

- 出没個体の特徴：オス成獣の単独個体または若オス数頭のグループ（ハナレザル）
- 人への警戒心：低い
- 市街地周辺環境への定住性：高い
- 出没頻度：高い

#### < 出没抑制対策 > ※ 出没パターン 1, 2 共通

- ・ 生息情報の収集 → 住民の目撃情報の収集
- ・ 非意図的な誘引物 → 堅果類、放置果樹、畑の野菜くず、ペットフード等の除去、管理

### 出没パターン3：群れが集団で一時的に出没

- 出没個体の特徴：オス・メス 20 頭以上の集団  
(コドモやアカンボウを腰や腹に抱いたメスもいる。)
- 人への警戒心：高い
- 市街地周辺環境への定住性：低い
- 出没頻度：低い

### 出没パターン4：群れが集団で恒常的に出没

- 出没個体の特徴：オス・メス 20 頭以上の集団  
(コドモやアカンボウを腰や腹に抱いたメスもいる。)
- 人への警戒心：低い
- 市街地周辺環境への定住性：高い
- 出没頻度：高い

#### < 出没抑制対策 > ※ 出没パターン 3, 4 共通

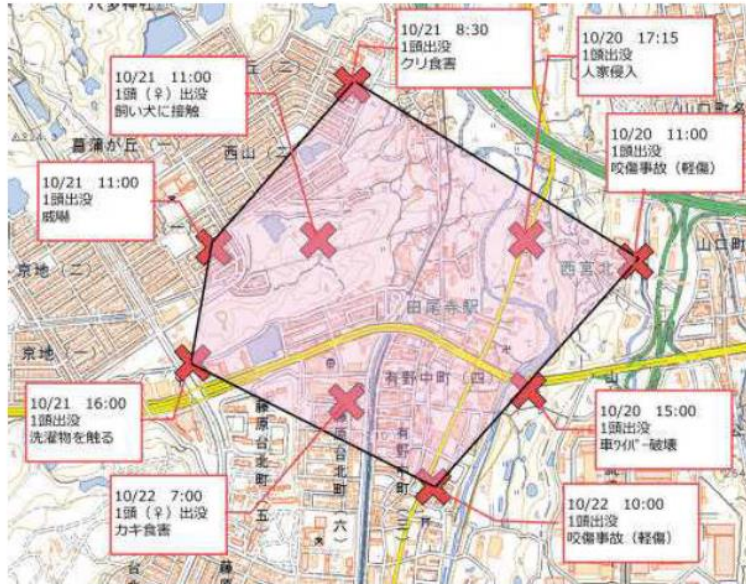
- ・ 生息情報の収集  
→ 発信機装着（メス）による群れの行動範囲の把握、住民の目撃情報の収集
- ・ 徹底した誘引物の管理 → 意図的：餌付け者への注意、指導  
→ 非意図的：生ゴミ等の管理、住民への普及啓発
- ・ 市街地周辺での追い払い及び森林地帯での捕獲による個体数のコントロール  
→ 群れの出没回数と個体数を減らす。



## 【市街地に出没した場合の対策】

### ① 適切な情報収集

- 出没初期から出没状況や被害等の情報を収集する。
- いつ、どこで、どのようなサルが、どんな状況であったか、出没の5W1Hを記録し、地図上に整理することで、出没の範囲や傾向など出没個体の特性を把握する。



- ☞ 出没日時・場所(地図記入)
- ☞ 目撃数
- ☞ 目撃個体の特徴  
雌雄・体サイズ  
アカンボウの有無・攻撃性など
- ☞ 被害の内容
- ☞ その他  
① 執着物：犬/猫/食べ物など  
② 出没環境：屋根/犬小屋/庭先など

### ② 被害予防

#### ● 地域への注意喚起

出没後の初動として被害予防のため、関係機関と連携し地域へ注意喚起する。

- ・ 不用意にサルに近づかない
- ・ エサをあげない
- ・ 大声をあげたり、棒をふりまわす等、サルを興奮させない
- ・ 追い払う時は一人ではやらない
- ・ サルの目を見ない
- ・ 威嚇されたら目をそらし後ずさりし離れる
- ・ 威嚇されても走って逃げない
- ・ 噛まれたり、引搔かれたらすぐに病院へ
- ・ 児童は集団で登下校する
- ・ 不要な外出は控える
- ・ 餌になりそうなものを野外に置かない
- ・ 戸締りを励行する
- ・ サルの出没があったら行政に通報する

#### ● 被害防止パトロールの実施

#### ● 連携体制の構築

### ③ 追い払い又は捕獲

追い払いを基本とし、必要に応じて捕獲する。

## <参考資料 2 >

---周辺住民への注意喚起の文例---

### <イノシシの場合>

#### 〇〇の皆様へのお知らせ

(現在、〇〇市〇〇町付近でイノシシの目撃情報があります。)

イノシシを目撃したら、近づかず、興奮させないように静かにイノシシから見えない場所に避難しましょう。

目撃した場所を〇〇市〇〇課(電話番号〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇)へ通報してください。草むら、やぶ等のイノシシの隠れ家の存在や、生ゴミの放置、放任果樹などによる餌付け行為は、イノシシ出没の原因となりますので、環境管理にご協力をお願いします。

また、犬を連れているときは危険です。イノシシは、犬と飼い主を敵と判断し、攻撃してくる可能性があります。犬の散歩をするときは、十分に注意してください。

#### ★もし、イノシシに出会ってしまったら？

- ・何もせず放っておきましょう。(イノシシは臆病なので、ほとんどの場合はそのまま逃げていきます。)
- ・ゆっくりと後退し、静かにその場を立ち去りましょう。
- ・決して威嚇したり、追い払おうとしないでください。

### <ニホンジカの場合>

#### 〇〇の皆様へのお知らせ

(現在、〇〇市〇〇町付近でニホンジカの目撃情報があります。)

ニホンジカを目撃したら、近づかず、興奮させないように静かにその場を離れましょう。

目撃した場所を〇〇市〇〇課(電話番号〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇)へ通報してください。

#### ★もし、ニホンジカに出会ってしまったら？

- ・何もせず放っておきましょう。(ニホンジカは臆病なので、ほとんどの場合はそのまま逃げていきます。)
- ・ゆっくりと静かにその場を立ち去りましょう。
- ・決して威嚇したり、追い払おうとしないでください。

### <ニホンザルの場合>

#### 〇〇の皆様へのお知らせ

(現在、〇〇市〇〇町付近でニホンザルの出没情報があります。)

ニホンザルを目撃したら、目撃した場所を〇〇市〇〇課(電話番号〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇)へ通報してください。

通常、野生のニホンザルは、人間を恐れています。近づくと逃げる場合は、棒を持って威嚇し、その場から積極的に追い払ってください。

しかし、追い払ってもなかなか逃げない場合や逆に威嚇してくる場合は、人馴れした危険なニホンザルの可能性がありますので、興奮させないように静かにニホンザルから離れましょう。

また、生ゴミの放置、放任果樹などによる餌付け行為は、ニホンザル出没の原因となりますので、環境管理にご協力をお願いします。

本アニュアルは、香川県「市街地イノシシ緊急対応ガイドライン(平成28年9月)」、環境省「イノシシの保護及び管理に関するレポート(平成27年度版)」、「平成28年度ニホンザル対策モデル事業レポート～現状の把握から計画的な管理へ～広島と徳島での取り組み」を参考に作成しております。